安全保障輸出管理フロー

令和8年3月1日
輸出管理委員会

大学における活動の一環で以下の活動を行う際の手続き

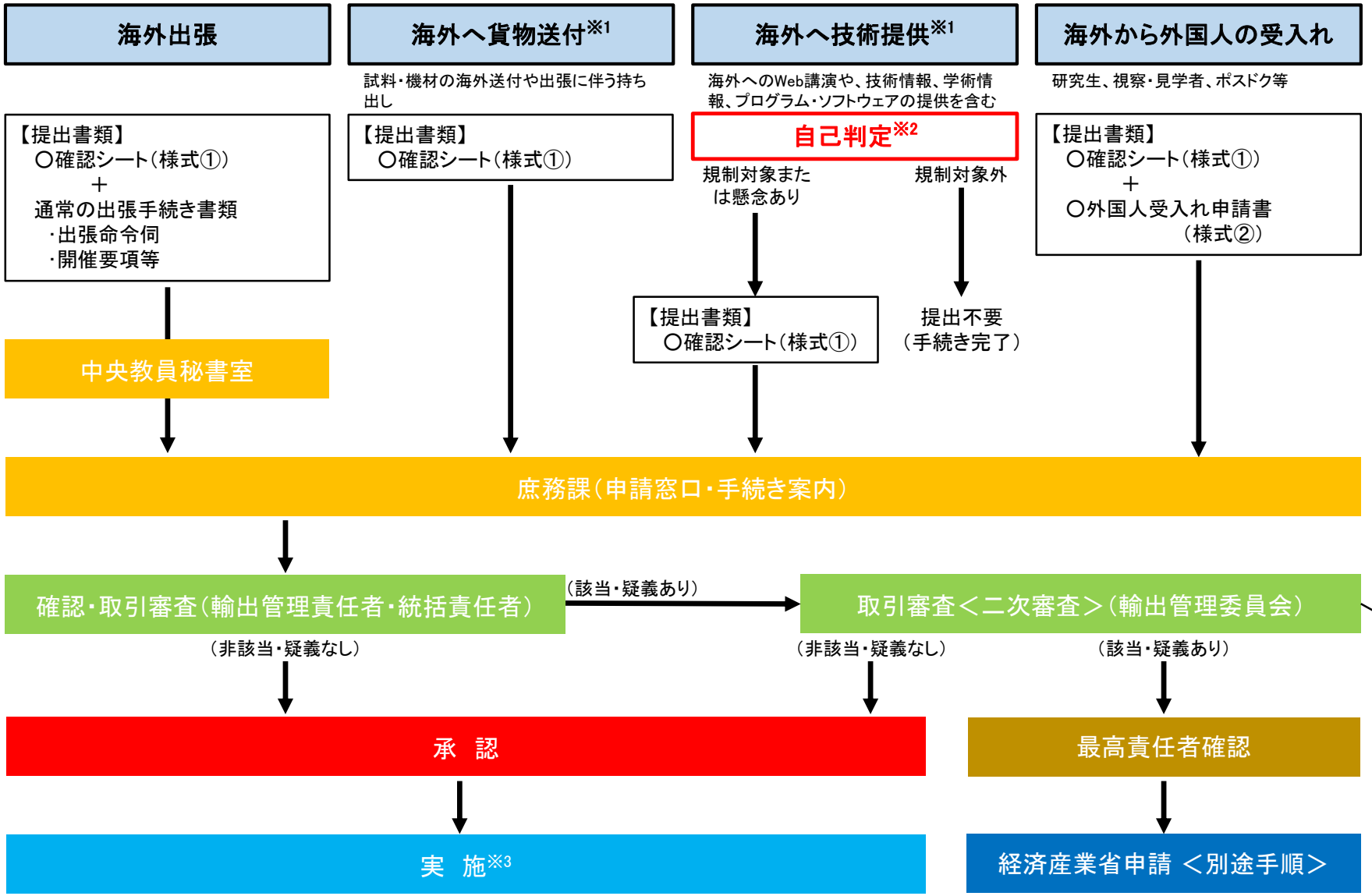

〇取引審査票
- ●該否判定
- ●用途確認
- ●需要者確認

※1 特定類型該当者へ試料・機材や技術提供を行う場合にも本管理を適用する。

※2 自己判定
リスト規制品目 または 兵器へ転用される懸念がある情報か？
（キャッチオール規制対象品目かどうか）
経済産業省HPを確認：
- https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html
- https://www.meti.go.jp/policy/anpo/catchall.html

※3 貨物の送付時は、確認結果を申請者へ返却し、申請者は確認結果を添付の上で発送手続き（貨物送付並びに研究費からの支払い手続き等）を行う。

海外からの外国人受入れの場合は、帰国前に外国人受入れ申請書（様式②）を用いて帰国前の確認手続きを行う。